

一般廃棄物収集運搬業許可証

大阪市指令 環境事 第 73 号
令和 4 年 4 月 1 日

〔法人にあたっては、主たる事務所の所在地〕

住 所

大阪市東成区大今里西 1 丁目 19 番 38 号

氏 名

〔法人にあたっては、その名称及び代表者の氏名〕

大東衛生 株式会社

代表取締役 渡部 敏弘

大 阪 市 長 松 井 一 郎



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 7 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり一般廃棄物収集運搬業の許可をしたことを証します。

許 可 番 号	第 29 号
許 可 年 月 日	令和 4 年 4 月 1 日
許可の有効期限	令和 6 年 3 月 31 日
事 業 の 範 囲	一般廃棄物（ディスプレイ汚泥に限る。）の収集運搬
区 域	大 阪 市 内 全 域
許 可 の 条 件	裏 面 の と お り

大阪市一般廃棄物収集運搬業者（ディスポーザ汚泥）許可条件

- 1 自己の名義をもって、他人にその営業をさせないこと
- 2 市域外から排出されたものを本市処理施設へ投入しないこと
- 3 次に掲げる投入禁止物を本市処理施設へ投入しないこと
 - (1) ディスポーザキッチン排水槽清掃汚泥以外のもの
 - (2) 油脂等本市処理施設の維持管理上支障をきたすおそれがあるもの
 - (3) 土砂、がれき等の異物が混載されており、適正な処理が困難と思われるもの
- 4 収集又は運搬の際には、一般廃棄物が飛散し、及び流出しないようにすること
- 5 収集又は運搬に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じない
ように必要な措置を講ずること
- 6 その他市長が必要と定める条件

上記各号の許可条件に違反した場合は、その許可を取り消し、又は期間を定めて、その事業の全部若しくは一部の停止若しくは本市の処理施設への搬入拒否その他必要な措置を講ずるものとする。